

報告第 4 号

釧路地域 6 市町村合併協議会財務規程

（趣旨）

第 1 条 この規程は、釧路地域 6 市町村合併協議会規約第 16 条の規定に基づき、釧路地域 6 市町村合併協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（歳入歳出予算）

第 2 条 協議会の予算は、釧路市、釧路町、阿寒町、鶴居村、白糠町及び音別町の負担金、補助金、繰越金及びその他の収入をその歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費をその歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に協議会の会議に諮りその承認を得なければならない。

3 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

（予算の補正）

第 3 条 会長は、協議会に係る予算に補正の必要が生じた場合は、これを調製し、協議会の会議に諮りその承認を得なければならない。

（歳入歳出予算の区分）

第 4 条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第 1 のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第 2 のとおりとする。

3 当該年度において必要かつ特別な理由があるときは、別表第 1 及び別表第 2 に定めるもの以外の項及び目を定めることができる。

（出納及び現金の保管）

第 5 条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金は、会長が銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(予算の流用及び予備費の充当)

第 6 条 歳出予算の流用及び予備費の充当については、会長が属する市町村の例によるものとする。

(決算等)

第 7 条 会長は、毎会計年度終了後 2 箇月以内に協議会の決算を調製し、監査委員の監査に付した後、協議会の会議に諮りその認定を得なければならない。

(収入及び支出の手続)

第 8 条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続は、別に定める様式によりこれを行うものとする。

2 事務局長は、次に掲げる簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算差引簿

(2) その他必要な簿冊

(委任)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成 14 年 10 月 2 日から施行する。

2 平成 14 年度については、第 2 条第 2 項中「年度開始前に」とあるのは「第 1 回の」と読み替えるものとする。

3 会長は、この規程の施行の日以後第 1 回協議会の開催日前までの間において、収入すべき歳入を調定し、及び執行すべき事務に係る費用を支出することができるものとする。

別表第 1 (第 4 条 関係)

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 諸収入

別表第 2 (第 4 条 関係)

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 事業費	1 事業推進費	1 会議費
		2 調査研究費
		3 広報広聴費
2 総務費	1 総務管理費	1 事務局費
3 予備費	1 予備費	1 予備費